

生徒のネット非行及び  
犯罪被害防止啓発  
DVD・マニュアル



編集発行／平成30年  
福岡県警察本部 生活安全部少年課  
福岡市博多区東公園7番7号 TEL (092) 641-4141 (内3074)

# CONTENTS

はじめに ..... P1

本県におけるネット被害等の実態 ..... P2.3

## 中学生篇

・学習指導案【中学生非行篇】 ..... P4

・教師用資料【中学生非行篇】 ..... P5

・学習指導案【中学生被害篇】 ..... P6

・教師用資料【中学生被害篇】 ..... P7

## 高校生篇

・学習指導案【高校生非行篇】 ..... P8

・教師用資料【高校生非行篇】 ..... P9

・学習指導案【高校生被害篇】 ..... P10

・教師用資料【高校生被害篇】 ..... P11

ワークシート ..... P12

DVD添付 ..... P13

## はじめに

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネット利用に係る生徒の非行や犯罪被害が社会問題となるなど憂慮すべき現状にあります。

非行面で見ますと、本県においても中学生や高校生による

- ネット上に安易な気持ちで殺害予告等を書き込み、社会全体を混乱させた事案
- 誤った自己顕示欲により過激な動画をサイトに投稿して自分を英雄視した事案等、社会的反響の大きな事案が発生しています。

また、被害面でも

- 騙されたり、脅されたりして生徒が自分の裸体等を撮影させられた上、メール等で送信させられる「自画撮り被害」に遭った児童ポルノ事案
- 小遣い欲しさに自らネット上に援助交際を求める書き込みをして、買春被害に遭った児童買春事案

等、特に中学生や高校生の性被害が増加しており、生徒の多くは、気軽に利用できるコミュニティサイト等の中で、自分自身が被害者となる危険性をよく理解しないまま書き込み等をしている実態が明らかとなっています。

このような現状を打開するため、福岡県警察においては、生徒がインターネットの特性や危険性を学ぶことができるよう本県で実際に発生した事案を基にドラマ化し、視聴した生徒に問題点等を自ら考えてもらい、解説するという参加型のDVD教材を制作致しました。

この教材を活用して生徒のインターネットに関する危機意識を醸成させるとともに、便利であるはずのインターネットにより、不幸になる生徒を1人でも減らしていきたいと考えておりますので、今後とも連携・協力のほどよろしくお願い致します。





# 本県におけるネット被害等の実態

本県においてもコミュニティサイト等に起因する犯罪被害等が増加傾向にあることから、中学生や高校生、保護者等に対する教育が必要です！

本県におけるネット被害等の実態（最新情報）については  
福岡県警察少年課ホームページに掲載しています。

福岡県警察少年課

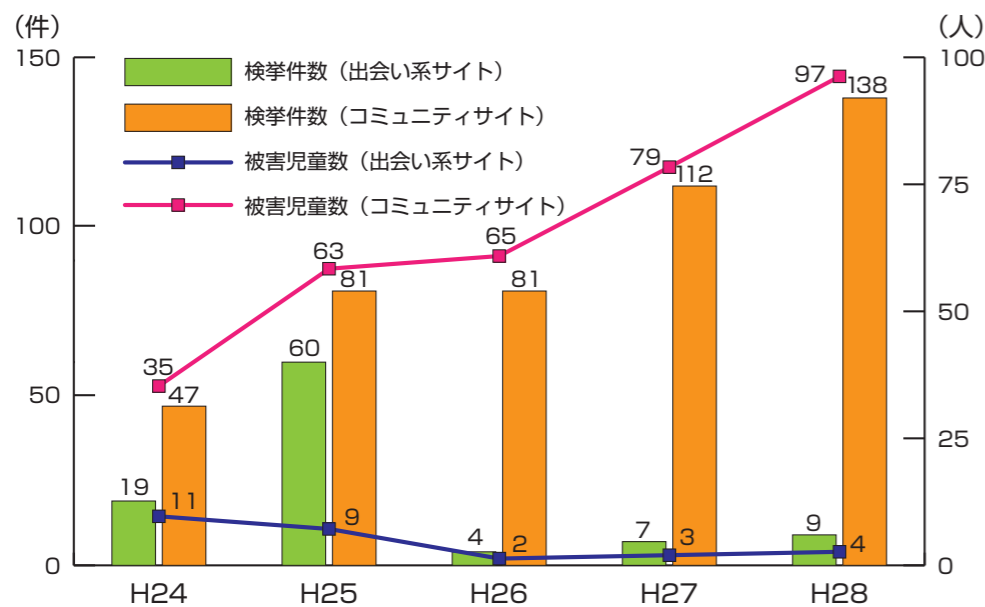
検索

「生徒のネット非行及び犯罪被害を防止するために」  
<http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html>



## コミュニティサイト等に起因する犯罪被害の状況

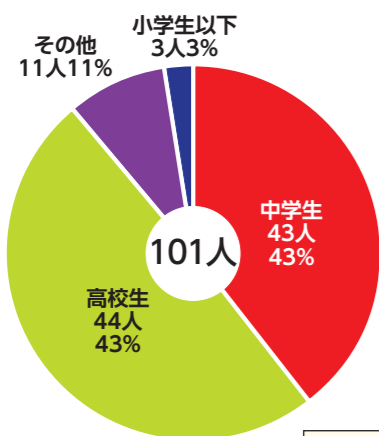
### ① 検挙件数、被害児童数の推移



#### チェック！

○コミュニティサイトに起因する犯罪被害は、検挙件数、被害児童数ともに増加している。

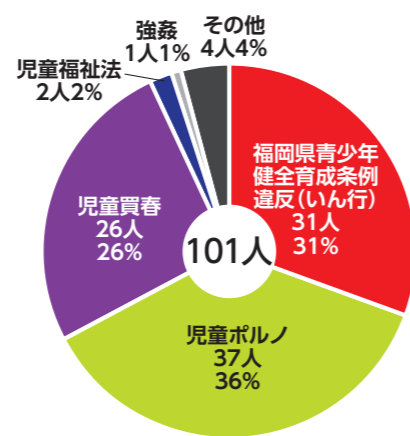
### ② 被害児童の学職別（平成28年）



#### チェック！

○中学生・高校生で約9割を占める

### ③ 被害児童の罪種別内訳（平成28年）



#### チェック！

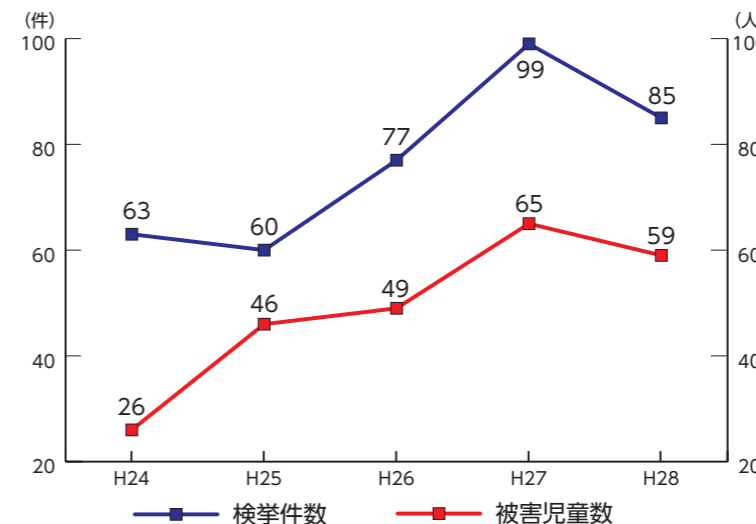
○児童買春及び県条例違反の被害児童で約6割を占める。  
○児童ポルノの被害児童が約4割を占める。

※学職別及び罪種別については、コミュニティサイトに起因する被害児童と、出会い系サイトに起因する被害児童を合計して算出している。  
※強姦については、現在「強制性交等」の罪名に変更

## 児童ポルノ事犯の状況

※コミュニティサイトに起因しないものも含む

### ① 検挙件数、被害児童数の推移



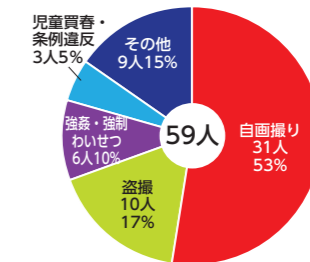
#### チェック！

○児童ポルノ事犯は、平成24年から検挙件数、被害児童数ともに高い数値で推移している。  
○平成28年と平成24年を比較すると、被害児童数は2倍以上。

### ② 被害の態様別（平成28年）

児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加しています！！

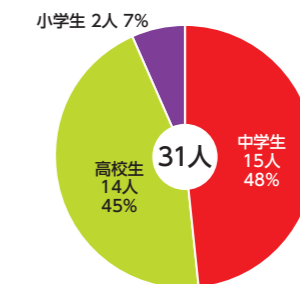
【被害の態様別】



#### チェック！

○児童ポルノ事犯の被害児童のうち、約5割が自画撮り被害。

【自画撮り被害児童の学職別】



#### チェック！

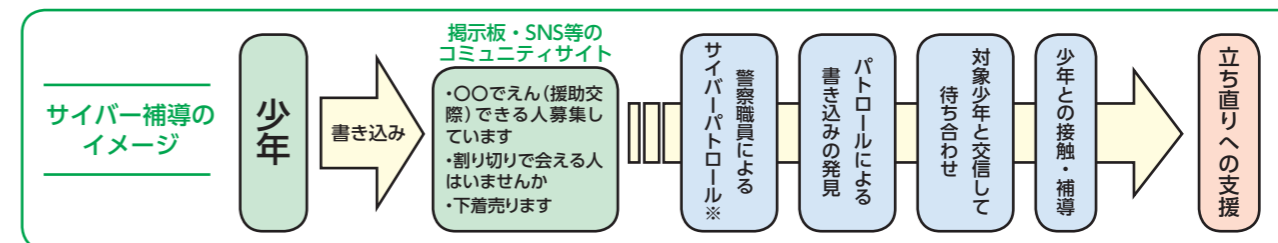
○自画撮り被害児童のうち、中学生と高校生だけで約9割を占める。

※「自画撮り被害」とはだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体等を撮影させられた上、メール等で送られる被害をいう。  
※強姦については、現在「強制性交等」の罪名に変更

## サイバー補導実施状況

### ① サイバー補導とは

警察職員がインターネット上のコミュニティサイトをパトロールして、援助交際を求める等の不適切な書き込みを発見した場合に、書き込みを行った少年と連絡を取り合って待ち合わせをし、直接会って指導・助言するなどして、性犯罪の被害から少年を守るための活動です。



※「サイバーパトロール」とは、援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを発見するため、コミュニティサイト内を検索することをいう。

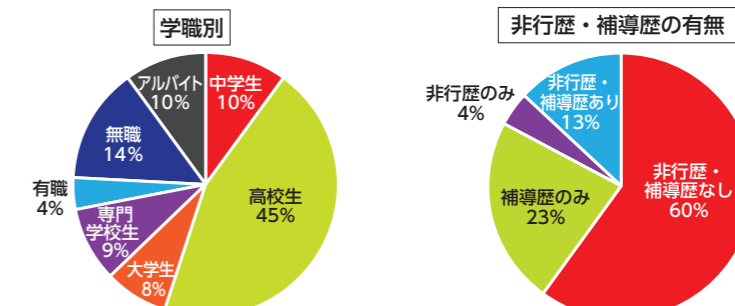
### ② サイバー補導による少年の補導人数

年	補導人数
平成25年（4～12月）	2人
平成26年	5人
平成27年	12人
平成28年	163人

#### チェック！

○サイバー補導による少年の補導人数は、増加傾向にある。

### ③ 平成28年中に補導した少年（163人）の特徴



#### チェック！

○高校生が最多で、中・高校生だけで半数以上を占める。

#### チェック！

○非行歴・補導歴のない少年が半数以上を占める。

単元名

## インターネット利用による非行防止

ねらい

- ネット利用に起因した非行に走らないための規範意識を醸成する。
- 一旦、ネット上に流出した情報や画像等は、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除するのは、不可能であることを理解させる。
- 自分や周囲の人に振りかかる危険及び社会に与える影響について考えることができる力を身に付けさせる。

準備

- 生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD・マニュアル「ツール・ストーリーズ 踏み潰した未来」
- ワークシート(P12・生徒の人数分コピー)

指導過程

		学習活動	指導上の留意点	備考
導入	10分	1. 本時の目標を知り、学習の課題を明確にする。	○現状を把握させるため以下のデータを提示する。 ・「青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」等を基に中高生のインターネット利用状況を知る。 ( <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html</a> ) ・県警のデータや新聞記事等を基に、中高生がインターネットを利用して犯罪等に巻き込まれていること、自分も被害者等になる可能性があることを意識させる。 ( <a href="http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html">http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html</a> )	※福岡県ホームページ参照 ※P2参照
展開	30分	2. DVD【本篇約8分】を視聴する。 3. 防止するためには?を考える。 ・事例の問題点について、個人で考える。その際、ワークシートにメモする。 ・ペア又は班で問題点を共有する。 ・防止するためにはどうすればよいかを考える。 ・話し合ったことを全体に発表する。 4. DVD【解説約3分】を視聴する。	○実際の事件を基に作成していることを視聴前に伝える。 ○本篇を視聴後、コピーしたワークシート(P12)を配布し、ワークシートに問題点等を記入するように指示する。 ○生徒がペアや班で積極的に学び合うよう、本篇の問題点や加害者にならないためにはどうすればよいかの視点を与え、机間指導する。話し合いの様子を見て必要があれば助言する。 ○発表内容が不十分であれば補足説明する。 ○解説DVDにより指導ポイントを説明する。非行及び被害要因を理解させるとともに、インターネットの危険性を理解させる。	
まとめ	10分	5. 本時のまとめをする。 ・ワークシートに授業後の感想を記入する。	○右ページの教師用資料を基に指導ポイントや具体的事例を紹介し、インターネットの危険性について再確認させる。 ○ワークシート内の振り返りアンケートを実施し、理解度を把握する。 ○相談ダイヤルについて教示する。 ○通信等を利用して保護者に本授業について伝える。	

## インターネットを利用した爆破予告



授業中スマートフォンを使用していたことで教師に指導される中学3年生の大智。更に、翌日小テストが実施されることとなり、帰宅後、勉強中に友達同士の「学校が爆発すればテストがなくなる」等のやりとりを見て爆破予告を思いつき、悪ふざけのつもりで掲示板に書き込んだところ大騒ぎになる。

書き込みを削除するも、既に拡散されていて全てを削除できず、警察の捜査により身元を突き止められて取調べを受けることになり…。

### 問題点

- 事の重大性を理解せずに行動(書き込み)してしまったこと。
- インターネットの特性(世界中で閲覧できる・一旦流出すれば削除できない)をよく理解していなかったこと。
- 自分のやったことが、身の周りや、社会に重大な影響を与えることを想像できなかったこと。

### 指導ポイント

- 1 いたずらのつもりでも、行為によっては犯罪となる。  

業務妨害罪

 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
 安易な行動により、学校、警察、地域住民等、周囲に多大な迷惑をかける。
- 2 一旦書き込みや画像がネット上に流出すれば、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除することはできない。  
 友人だけに書き込みや画像を送信したつもりでも、書き込みや写真をコピーされネット上に流出するおそれは十分にある。
- 3 犯行後、ネット上に氏名・住所・学校等が晒されれば、自分だけでなく家族や友人にも迷惑を掛け、将来にも影響する。
- 4 自分の書き込みが将来自分や自分の身の周り、社会にどのような影響を与えることになるか想像してネットを利用する。

## 具体的事例

### 中学生によるネットを利用した殺人予告

中学生の男子生徒が、ネット上のアプリを利用して、軽いいたずらのつもりで「通学中の子どもを殺す」などと書き込んだところ、騒ぎが大きくなり通学路警戒や生徒の安全確認作業等により学校教員等の正常な業務に支障を生じさせ、威力業務妨害事件で検挙された。

### 高校生によるネットを利用した爆破予告

高校生の男子生徒が、公的機関のブログに「(公的機関を)爆破する」等の書き込みをして、周辺の警戒や不審物の警戒等公的機関職員の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、威力業務妨害事件で検挙された。

### 中学生による危険行為を撮影した写真のネット上への投稿

中学生の男子生徒が、友人にけしかけられ悪ふざけで線路内に入ってレール上を歩く、寝転ぶ等し、その様子を友人が撮影した上、ネット上に投稿したところ騒ぎが大きくなり、電車の緊急停車や復旧のための安全点検、ネット上に写真が出回り炎上したことによる苦情対応等、鉄道会社の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、威力業務妨害事件で検挙された。

相談ダイヤル

- 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310(なやみいおう)
- いのちの電話 ☎092-741-4343 ☎093-671-4343



単元名

## インターネット利用による犯罪被害防止

ねらい

- ネット利用に起因した犯罪被害に遭わないための知識を身に付けさせる。
- 一旦、ネット上に流出した情報や画像等は、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除するのは、不可能であることを理解させる。
- 自分や周囲の人に振りかかる危険及び社会に与える影響について考えることができる力を身に付けさせる。

準備

- 生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD・マニュアル「トゥルー・ストーリーズ 晒されたワタシ」
- ワークシート(P12・生徒の人数分コピー)

指導過程

	学習活動	指導上の留意点	備考	
導入	10分	1. 本時の目標を知り、学習の課題を明確にする。	○現状を把握させるため以下のデータを提示する。 ・「青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」等を基に中高生のインターネット利用状況を知る。 ( <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html</a> ) ・県警のデータや新聞記事等を基に、中高生がインターネットを利用して犯罪に巻き込まれていること、自分も被害者等になる可能性があることを意識させる。 ( <a href="http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html">http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html</a> ) ・男性でも被害に遭ったケースが実際に存在することを伝え、男子生徒にも注意喚起を促す。	※福岡県ホームページ参照 ※P2参照
展開	30分	2. DVD【本篇約11分】を視聴する。 3. 防止するためには?を考える。 ・事例の問題点について、個人で考える。その際、ワークシートにメモする。 ・ペア又は班で問題点を共有する。 ・防止するためにはどうすればよいかを考える。 ・話し合ったことを全体に発表する。 4. DVD【解説約3分】を視聴する。	○実際の事件を基に作成していることを視聴前に伝える。 ○本篇を視聴後、コピーしたワークシート(P12)を配布し、ワークシートに問題点等を記入するように指示する。 ○生徒がペアや班で積極的に学び合うよう、本篇の問題点や被害に遭わないためにはどうすればよいかの視点を与え、机間指導する。話し合いの様子を見て必要があれば助言する。 ○発表内容が不十分であれば補足説明する。 ○解説DVDにより指導ポイントを説明する。非行及び被害要因を理解させるとともに、インターネットの危険性を理解させる。	
まとめ	10分	5. 本時のまとめをする。 ・ワークシートに授業後の感想を記入する。	○右ページの教師用資料を基に指導ポイントや具体的事例を紹介し、インターネットの危険性について再確認させる。 ○ワークシート内の振り返りアンケートを実施し、理解度を把握する。 ○相談ダイヤルについて教示する。 ○通信等を利用して保護者に本授業について伝える。	

## ネット上で知り合った相手に対する自撮りした画像の送信



ネット上の“友達づくりサイト”を通じて優しくそうな大学生の翔太と仲良くなった中学3年生の由紀。翔太に請われて下着姿の写真等を送信するが、要求はエスカレートし断ると既に送信した写真をネタに脅され、母親に相談。翔太は警察に検挙されるが、大学生だと思っていた男は全くの別人だった。  
男が警察に逮捕され、平穏な日常を取り戻したと思っていた矢先、ユキの下着姿の写真がネット上にばら撒かれていたことが分かり、友人にも知られることとなり…。

### 問題点

- 安易にネット上の知らないサイトを利用したこと。
- ネット上で知り合った相手を信用し、写真や個人情報を安易に送信してしまったこと。

### 指導ポイント

- 1 ネット上で知り合った相手を信用しない。個人情報を送らない。  
ネット上では良い人であってもその正体は分からない。相手を信用して顔写真や学校等の個人情報を送れば、最終的には学校や自宅等も突き止められることもある。
- 2 自分の下着姿や裸の写真等をスマートフォンで撮影しない。送らない。  
・ ネット上で知り合った相手はもちろん、友達等信用している相手でも下着姿や裸の写真を送らない。  
・ 一旦写真がネット上に流出すれば、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除することはできない。  
・ 友達等に裸の写真を送るように求めたり、友達等の裸の写真を送ったり、スマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反被疑者として検挙されるおそれがある。
- 3 1人で抱え込まずに周囲の大人や相談窓口相談する。  
1人では解決できない。問題が起こった場合は、被害が拡大する前に必ず周囲の大人や警察・相談窓口相談する。

## 具体的事例

- 中学生の女子生徒が、スマートフォンのアプリで知り合った男性に言葉巧みに誘引され、裸の写真を自撮りした上、送信した。
- 中学生の女子生徒が、スマートフォンのアプリを利用して知り合った男性に頼まれ、自己の裸の写真を自撮りし、送信した。その後、更に裸の写真を送るように強要され無視していると、既に送信した写真を拡散すると脅された。
- 高校生の男子生徒が、インターネットのアプリで知り合った女性になりすました男性に言葉巧みに誘引され、裸の写真を自撮りした上、送信した。その後、更に「裸の写真を送らなければ写真をネットに公開する」と脅され、応じなかったところ、ネットに裸の写真を晒された。
- 中学生の男子生徒(被害者)が、インターネットのアプリで知り合った女子高生になりすました中学生の男子生徒(被疑者)から「裸の写真を交換しよう」と言われ、相手が女子高生と信じ込んだ男子生徒(被害者)が、裸の写真を自撮りした上、送信した。(同様に、被害者と同じ中学校の男子生徒も被害に遭っている)その後、写真の送信相手の男子生徒(被疑者)から、送信した裸の写真を他の男子生徒(被害者)に送信された。

### 【生徒が被疑者となった事例】

高校生の男子生徒が同級生である女子生徒に対して、スマートフォンを使用して偽名でメッセージを送り、言葉巧みに誘引して、裸の写真を自撮りさせて送らせた。その後更なる裸の写真を入手しようと画像を拡散する旨脅迫したことにより事案が発覚し逮捕された。

相談ダイヤル

- 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310(なやみいおう)
- いのちの電話 ☎092-741-4343 ☎093-671-4343

単元名

## インターネット利用による非行防止

ねらい

- ネット利用に起因した非行に走らないための規範意識を醸成する。
- 一旦、ネット上に流出した情報や画像等は、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除するのは、不可能であることを理解させる。
- 自分や周囲の人に振りかかる危険及び社会に与える影響について考えることができる力を身に付けさせる。

準備

- 生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD・マニュアル「ツール・ストーリーズ 英雄気取り」
- ワークシート(P12・生徒の人数分コピー)

指導過程

		学習活動	指導上の留意点	備考
導入	10分	1. 本時の目標を知り、学習の課題を明確にする。	○現状を把握させるため以下のデータを提示する。 ・「青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」等を基に中高生のインターネット利用状況を知る。 ( <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html</a> ) ・県警のデータや新聞記事等を基に、中高生がインターネットを利用して犯罪等に巻き込まれていること、自分も被害者等になる可能性があることを意識させる。 ( <a href="http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html">http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html</a> )	※福岡県ホームページ参照 ※P2参照
展開	30分	2. DVD【本篇約8分】を視聴する。 3. 防止するためには?を考える。 ・事例の問題点について、個人で考える。その際、ワークシートにメモする。 ・ペア又は班で問題点を共有する。 ・防止するためにはどうすればよいかを考える。 ・話し合ったことを全体に発表する。 4. DVD【解説約3分】を視聴する。	○実際の事件を基に作成していることを視聴前に伝える。 ○本篇を視聴後、コピーしたワークシート(P12)を配布し、ワークシートに問題点等を記入するように指示する。 ○生徒がペアや班で積極的に学び合うよう、本篇の問題点や加害者にならないためにはどうすればよいかの視点を与え、机間指導する。話し合いの様子を見て必要があれば助言する。 ○発表内容が不十分であれば補足説明する。 ○解説DVDにより指導ポイントを説明する。非行及び被害要因を理解させるとともに、インターネットの危険性を理解させる。	
まとめ	10分	5. 本時のまとめをする。 ・ワークシートに授業後の感想を記入する。	○右ページの教師用資料を基に指導ポイントや具体的事例を紹介し、インターネットの危険性について再確認させる。 ○ワークシート内の振り返りアンケートを実施し、理解度を把握する。 ○相談ダイヤルについて教示する。	

## 悪ふざけした写真のネット上への投稿



高校3年生のアキラは、ネット上に話題性のある動画を投稿するため、友人と線路上でふざけた動画を撮影し、限られた友人だけのグループ内サイトに投稿する。それを見た友人が面白がって公開されたサイトに投稿。たちまち拡散され再生回数は増えるが、ネットは炎上し大きな批判を呼ぶ。  
動画を削除することはできず、鉄道会社から被害届を出され業務妨害罪で検挙される。更には鉄道会社から損害賠償を請求されることに…。

### 問題点

- 投稿して注目を浴びることに夢中になって、やってはいけないこととの区別がつかなかったこと。
- インターネットの特性(世界中で閲覧できる・一旦流出すれば削除できない)をよく理解していなかったこと。
- 自分のやったことが、身の周りや、社会に重大な影響を与えることを想像できなかったこと。

### 指導ポイント

- ① いたずらのつもりでも行為によっては犯罪となる。  
業務妨害罪 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
安易な行動により、学校、警察、地域住民等、周囲に多大な迷惑をかける。
- ② 一旦書き込みや画像がネット上に流出すれば、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除することはできない。  
友人だけに書き込みや画像を送信したつもりでも、書き込みや写真をコピーされネット上に流出するおそれは十分にある。
- ③ 犯行後、ネット上に氏名・住所・学校等が晒されれば、自分だけでなく家族や友人にも迷惑を掛け、将来にも影響する。
- ④ 自分がしたことが将来自分や自分の身の周り、社会にどのような影響を与えることになるか想像してネットを利用する。

## 具体的事例

### 中学生によるネットを利用した殺人予告

中学生の男子生徒が、ネット上のアプリを利用して、軽いいたずらのつもりで「通学中の子供を殺す」などと書き込んだところ、騒ぎが大きくなり通学路警戒や生徒の安全確認作業等により学校教員等の正常な業務に支障を生じさせ、威力業務妨害事件で検挙された。

### 高校生によるネットを利用した爆破予告

高校生の男子生徒が、公的機関のブログに「(公的機関を)爆破する」等の書き込みをして、周辺の警戒や不審物の警戒等公的機関職員の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、威力業務妨害事件で検挙された。

### 中学生による危険行為を撮影した写真のネット上への投稿

中学生の男子生徒が、友人にけしかけられ悪ふざけで線路内に入ってレール上を歩く、寝転ぶ等し、その様子を友人が撮影した上、ネット上に投稿したところ騒ぎが大きくなり、電車の緊急停車や復旧のための安全点検、ネット上に写真が出回り炎上したことによる苦情対応等、鉄道会社の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、威力業務妨害事件で検挙された。

相談ダイヤル

- 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310(なやみいおう)
- いのちの電話 ☎092-741-4343 ☎093-671-4343



単元名

## インターネット利用による犯罪被害防止

ねらい

- ネット利用に起因した犯罪被害に遭わないための知識を身に付けさせる。
- 一旦、ネット上に流出した情報や画像等は、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを削除するのは、不可能であることを理解させる。
- 自分や周囲の人に振りかかる危険及び社会に与える影響について考えることができる力を身に付けさせる。

準備

- 生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD・マニュアル「トゥルー・ストーリーズ 戻れない。」
- ワークシート(P12・生徒の人数分コピー)

指導過程

		学習活動	指導上の留意点	備考
導入	10分	1. 本時の目標を知り、学習の課題を明確にする。	○現状を把握させるため以下のデータを提示する。 ・「青少年の健全育成に関する県民意識等調査報告書」等を基に中高生のインターネット利用状況を知る。 ( <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisho-chosa.html</a> ) ・県警のデータや新聞記事等を基に、中高生がインターネットを利用して犯罪に巻き込まれていること、自分も被害者等になる可能性があることを意識させる。 ( <a href="http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html">http://www.police.pref.fukuoka.jp/seian/shonen/net.html</a> ) ・男性でも被害に遭ったケースが実際に存在することを伝え、男子生徒にも注意喚起を促す。	※福岡県ホームページ参照 ※P2参照
展開	30分	2. DVD【本篇約9分】を視聴する。 3. 防止するためには?を考える。 ・事例の問題点について、個人で考える。その際、ワークシートにメモする。 ・ペア又は班で問題点を共有する。 ・防止するためにはどうすればよいかを考える。 ・話し合ったことを全体に発表する。 4. DVD【解説約3分】を視聴する。	○実際の事件を基に作成していることを視聴前に伝える。 ○本篇を視聴後、コピーしたワークシート(P12)を配布し、ワークシートに問題点等を記入するように指示する。 ○生徒がペアや班で積極的に学び合うよう、本篇の問題点や被害に遭わないためにはどうすればよいかの視点を与え、机間指導する。話し合いの様子を見て必要があれば助言する。 ○発表内容が不十分であれば補足説明する。 ○解説DVDにより指導ポイントを説明する。非行及び被害要因を理解させるとともに、インターネットの危険性を理解させる。	
まとめ	10分	5. 本時のまとめをする。 ・ワークシートに授業後の感想を記入する。	○右ページの教師用資料を基に指導ポイントや具体的事例を紹介し、インターネットの危険性について再確認させる。 ○ワークシート内の振り返りアンケートを実施し、理解度を把握する。 ○相談ダイヤルについて教示する。	

## ネットで知り合った人と援助交際をする



友人から「ネット上で知り合った人と会うだけでお金が貰える」という話を聞いて興味を持つ歩美。ちょっとした小遣い稼ぎのつもりで、ネットのアプリを利用して知り合った人と援助交際をしてお金を手に入れる。その後、友人の意見を聞き冷静になり、やめようと決意するが、知らない間に撮影されていたわいせつな写真をネタに脅され、更には背後に潜む暴力団組織に利用されて抜け出せなくなることに…。

### 問題点

- 安易にネット上の知らないサイトを利用したこと。
- 小遣い稼ぎのために、ネットで知り合った相手と実際に会ってしまったこと。
- トラブルになった時、周囲の大人や相談窓口相談しなかったこと。

### 指導ポイント

- ① ネット上で知り合った相手を信用しない。個人情報を送らない。絶対に会わない。  
ネット上では良い人であってもその正体は分からない。「楽しんで稼げる」は危険サインであり、軽い気持ちで相手と会ったばかりに背後に潜む暴力団組織に利用されて抜けられなくなる等の危険性があることを理解する。
- ② 自分の下着姿や裸の写真等を撮影しない。送らない。  
・ ネット上で知り合った相手はもちろん、友達等信用している相手でも送らない。  
・ 一旦写真がネット上に流出すれば、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全てを回収することはできない。  
・ 友達等に裸の写真を送るように求めたり、友達等の裸の写真を送ったり、スマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反被疑者として検挙されるおそれがある。
- ③ 1人で抱え込まずに周囲の大人や相談窓口相談する。  
1人では解決できない。問題が起こった場合は、被害が拡大する前に必ず周囲の大人や警察・相談窓口相談する。

## 具体的事例

- 高校生の女子生徒がコンサート代等の遊興費欲しさに、スマートフォンを利用してネット上に「援交募集」と書き込み、知り合った男性から現金を受け取り売春した(本件はサイバー補導により発覚したもの)。
- 16歳の女子がスマートフォンのアプリで知り合った相手にお金を稼げる方法はないか相談したところ、援助交際を勧められ紹介された男と売春をして遊興費を得た。その後、紹介された男は、暴力団が絡む売春組織の人物と分かり、売春をやめたいと申し出て逃げ出すも度々連れ戻され、暴力団組織から売春させられ続けた。
- 中学生の女子生徒が、スマートフォンのアプリで知り合った男性と会って性交をし、その際にその様子を携帯電話で写真撮影されていた。
- 高校生の男子生徒が、インターネットのアプリで知り合った女性になりすました男性に言葉巧みに誘引され、裸の写真を自撮りした上、送信した。その後、更に「裸の写真を送らなければ写真をネットに公開する」と脅され、応じなかったところ、ネットに裸の写真を晒された。
- 中学生の男子生徒(被害者)が、インターネットのアプリで知り合った女子高生になりすました中学生の男子生徒(被疑者)から「裸の画像を交換しよう」と言われ、相手が女子高生と信じ込んだ男子生徒(被害者)が、裸の写真を自撮りした上、送信した。(同様にして、被害者と同じ中学校の男子生徒も被害に遭っている)その後、画像の送信相手の男子生徒(被疑者)から、送信した裸の画像を他の男子生徒(被害者)に送信された。

相談ダイヤル

- 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310(なやみいおう)
- いのちの電話 ☎092-741-4343 ☎093-671-4343

